

第 3 4 号 議案

足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例の一部を改正する条例

足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例（平成 2 4 年足立区条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会条例

第 1 条中「足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会」を「足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会」に改める。

第 2 条中「及び法第 8 条の 2 」を「、法第 8 条の 2 」に改め、「地域密着型介護予防サービス」の次に「、法第 8 条第 2 6 項に規定する介護福祉施設サービス及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 2 7 号）第 3 4 条に規定する都市型軽費老人ホームにおいて行う事業」を加える。

第 4 条中「 5 人 」を「 7 人 」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会の項中「足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会」を「足立区地域密着型サービス等事業者選定等審査会」に改める。

（提案理由）

地域密着型サービス等の定義等に関する規定を整備する必要があるもので、この条例案を提出いたします。